

プレスリリース [2022年3月24日]

(計1枚)

市税等のキャッシュレス決済の手段が増えます

市では、「“e-まち”実現プロジェクト※」の一環としてキャッシュレス決済の拡充を進めています。

4月1日からは、au PAY（請求書支払い）、d払い（請求書支払い）、J-Coin（請求書払い）をご利用いただけます。

場所を選ばず、自宅等から公金を納付することができるため、市民の皆様が市役所窓口へ来たり金融機関やコンビニエンスストア等へ行く手間を省くことができるとともに、人と人との接触機会を減らすことで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につながります。

※ “e-まち” 実現プロジェクト

市民の利便性の向上や市役所業務の生産性向上のため、2020年3月から「“e-まち”実現プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）」を立ち上げました。このプロジェクトの一環としてキャッシュレス決済の拡充を進めています

■ 対象科目

市・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市立保育園給食費、学童保育クラブ育成料、学童保育クラブ特別育成料、市立学校給食費

■ 利用方法

「au PAY」「d払い」「J-Coin」の請求書払い機能により、市が発送した納付書に印字されているバーコードを、自身のスマートフォンで読み取ることで『いつでもどこでも』納付できます。なお、既に発行された納付書についても、本機能により納付することができます（但し、支払期限を超過した納付書は使用不可）。決済手数料はかかりません。

※「LINE Pay 請求書支払い」「PayPay 請求書払い」も引き続き利用できます。

■ 本件に関する問合せ先

財務部納税課 課長 中村 TEL 042-724-2121